

船舶事故調査報告書

平成23年9月1日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲也
 委員 石川 敏行

事故種類	衝突
発生日時	平成22年6月9日（水） 08時05分ごろ
発生場所	大分県国東市国東港伊美地区西方沖 国東港古町沖防波堤灯台から真方位290° 1,200m付近 （概位 北緯33° 41.6′ 東経131° 35.4′）
事故調査の経過	平成22年6月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{みやじ} 宮地丸、1.2トン OT3-28244（漁船登録番号）、個人所有 6.40m（Lr）×1.93m×0.79m、FRP ガソリン機関、漁船法馬力数30、平成10年9月24日 B モーターボート ^{ゆたか} 豊丸、0.2トン 294-22792大分、個人所有 3.27m（Lr）×1.25m×0.57m、FRP ガソリン機関、3.67kW、平成15年9月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 43歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和60年4月25日 免許証交付日 平成22年3月16日 （平成27年6月21日まで有効） B 船長B 男性 51歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年7月9日 免許証交付日 平成19年3月9日 （平成24年7月8日まで有効）
死傷者等	A なし B 負傷1人（船長）
損傷	A 右舷船首部外板擦過傷 B 船尾部外板損傷、船外機損壊
事故の経過	A船は、船長Aほか甲板員1人が乗り組み、国東港の伊美地区西方沖を漁場に向け、約10ノットの速力で手動操舵により北西進した。 A船は、航行中には船首が浮上し、船長Aが操舵室の右舷側で椅子に腰を掛けた姿勢では船首方に死角が生じて水平線を見通すことができない状態であった。

	<p>船長Aは、国東港の出港時に他船を認めず、また、平日で船舶が少なかったため、前路には他船はいないと思い、立って見張りを行うなど船首方の死角を補う適切な見張りを行わずに航行中、船首方至近にB船を視認し、左舵一杯、機関中立としたが、平成22年6月9日08時05分ごろ、伊美地区西方沖でA船の右舷船首部とB船の船尾部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、伊美地区西方沖において、船首を南西方に向けて漂泊し、両舷に渡した板に船首方を向いて座り、釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、釣りの仕掛けを変えることに注意を向けており、他船の音が聞こえて振り向いたとき、両船が衝突した。</p> <p>船長Aは、漁業協同組合に事故を通報し、A船がB船をえい航して帰港した。</p> <p>船長Bは、腰椎捻挫及び頸椎捻挫を負った。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の中央期</p>	
その他の事項	<p>船長Aは、いつもは立って身体を左右に動かして船首方の死角を補う見張りをしていた。</p> <p>A船の甲板員は、船首左舷で船尾方を向いて舷縁に腰を掛けていた。</p> <p>船長Aは、ウェットスーツを着用し、甲板員は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、国東港の伊美地区西方沖を北西進中、船長Aが、前路に他船がないものと思い込み、適切な見張りを行っていなかったことから、漂泊中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、国東港の伊美地区西方沖において漂泊中、船長Bが、船首方を向いて座り、釣りの仕掛けを変えることに注意を向けて後方を見張りを行っていないことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、国東港の伊美地区西方沖において、A船が北西進中、B船が漂泊中、船長Aが、適切な見張りを行わず、また、船長Bが、後方を見張りを行っていないため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船首方の死角を補う適切な見張りを行うこと。 ・周囲の見張りを行うこと。 	